

京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (専攻及び講座) 第5条 薬学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>創薬科学専攻 薬品創製化学講座、薬品機能統御学講座、薬品製剤設計学講座 生命薬科学専攻 生体分子薬学講座、生体機能薬学講座、生体情報薬学講座 医療薬科学専攻 薬品動態医療薬学講座、病態機能解析学講座 医薬創成情報科学専攻 医薬創成情報科学講座</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、薬学研究科又は専攻に協力講座を置くことができる。</p> <p>3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(前 略) (専攻及び講座) 第5条 薬学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>薬科学専攻 薬品創製化学講座、薬品機能統御学講座、薬品製剤設計学講座、生体分子薬学講座、生体機能薬学講座、生体情報薬学講座、薬品動態医療薬学講座、病態機能解析学講座</u></p> <p>(同 左)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>